

ネグロス闘争、最高裁で勝利判決！ 悪あがきを続けるネグロス資本を許さないぞ！

港合同事務局

ネグロス電工が最高裁に上告していた中労委救済命令の取り消し訴訟で、本年九月二十日に、会社の申請を受理しないとの決定が下された。

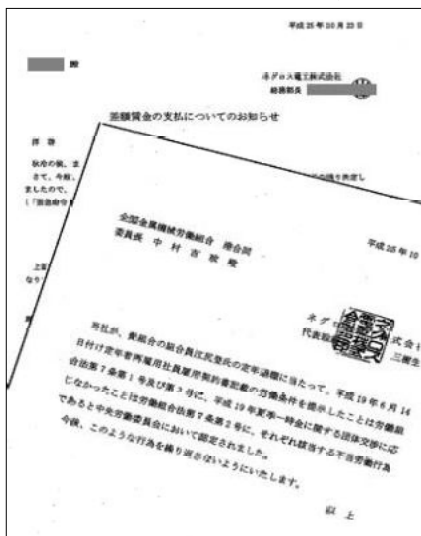
中労委の救済命令の内容は、「会社は、不利益取扱いがなければ支払われたであろう賃金相当額と既に支払った賃金額との差額を支払わなければならない。会社は、当該組合員の賃金・労働時間等具体的な再雇用条件について、申立外組合と誠実に協議し、決定し

なければならない。」というものであり、会社はこの救済命令の取り消しを求めて、最高裁に上告をしていた事案であった。

中央労働委員会は受理の決定を受けて、組合と会社に対して救済命令の履行状況について、十月三十一日まで報告するよう求めてきた。会社は十月二十二日にこのような不当労働行為を二度と行わないとする組合宛「謝罪文」と、二十三日には、当該組合員宛で会社が一方的に計算

した差額を支払うという「お知らせ」を送付してきた。これで救済命令の履行を行なった事にしてうとしているのは明白である。

さらに、「お知らせ」の内容は、支払う差額について「東京本社の窓口を受け取りに来い」というもので、より一層、陰湿な内容となっている。当方は救済命令を守り、



団体交渉を開催するように申し入れたが、会社はいまだに、応じる姿勢はなく、救済命令が履行されないまま現在に至っている。
まだまだ悪あがきを続けるネグロス電工には、最高裁で確定した命令履行を求めて、さらに追求をしていく決意が必要であり、注目していただきたい。